

石垣市

多胎児 双子や  
三つ子 を

ご妊娠されている方へ

お知らせ



妊婦健康診査受診票を5回分追加で交付します。

対象

石垣市に住民登録があり、令和8年4月1日以降に妊婦健康診査を受診する多胎妊婦

内容

親子健康手帳の交付時に、14回の受診票と併せて「多胎妊婦用」の5回を追加で交付します。

(合計19回) ※追加の受診票：9-3回目、9-5回目、9-7回目  
9-8回目、9-9回目

使用方法

15回目以降の妊婦健康診査受診時にお使いください。

※ ただし、有効期限のない受診票（ピンク色）が残っていない場合は、15回目以降でなくてもご使用いただけます。

注意事項

- ① 石垣市から転出された場合は、健診費用の助成が出来ません。転出先の市町村にお問い合わせください。
- ② 石垣市へ転入してきた場合は、追加分をお渡しします。健康福祉センター（0980-88-0088）へお問い合わせください。
- ③ 各受診票の助成額を超えた費用については、自己負担となります。
- ④ 余った受診票の払い戻し、交付を受けた妊婦ご本人以外の使用はできません。



お問い合わせ

石垣市健康福祉センター 健康づくり係

TEL 0980-88-0088

FAX 0980-88-0087